

日本のタックスヘイブン対策税制の概要と 平成 22 年度税制改正

～統括会社の整備と資産性所得の合算～

株式会社コーポレート・マネジメント・コンサルティング
代表取締役 公認会計士 伴 仁 氏

1. タックスヘイブン対策税制の概要

企業の国際化が進む中で、租税回避を目的として軽課税国に所得を意図的に移すことを防止するため、タックスヘイブン対策税制は規定されました。

タックスヘイブン対策税制とは、日本企業が以下の要件等に該当する海外企業の株式を直接又は間接で10%以上保有している場合、その海外子会社の所得を合算して日本で法人税等の課税を行う制度のことです。

- ▶ 所得に対する税の負担率が20%以下であること。
- ▶ 日本の居住者及び法人に直接又は間接で50%超保有されていること。

2. タックスヘイブン対策税制の適用除外となる 海外子会社

軽課税国において正常な活動を営む海外子会社に対しタックスヘイブン対策税制が適用されないように適用除外となる基準が設けられています。

以下の基準をすべて((エ)と(オ)はいずれか一方)を満たす海外子会社はタックスヘイブン対策税制が適用されません。

(ア) 事業基準	主な事業が株式の保有等でない。
(イ) 実体基準	事業を行うために必要な事務所、店舗、工場等を有している。
(ウ) 管理支配基準	自ら管理、運営及び意思決定等を行っている。
(エ) 非関連者基準	卸売業、銀行業等で取引の50%超を外部に行っている。
(オ) 所在地国基準	製造業、小売業等で事業を主に本店の所在地国で行っている。

3. 平成 22 年度のタックスヘイブン対策税制に関する 税制改正

- (ア) 適用対象となる海外子会社の税負担率が25%以下から20%以下に緩和されました。
- (イ) 適用対象となる海外子会社に対する日本企業の保有割合が5%以上から10%以上に緩和されました。
- (ウ) 海外子会社である物流持株会社等(統括会社)が2以上の製造会社、販売会社等(被統括会社)に対し統括業務を行う場合に、一定の要件を満たす統括会社は事業基準に抵触することなくタックスヘイブン対策税制の適用除外になることになりました。また、統括会社と被統括会社との間の取引は関連者間取引として扱われず、適用除外基準における非関連者基準の充足が容易になりました。
- (エ) 海外子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外基準を満たした場合でも、海外子会社において保有割合が10%未満の株式の配当、保有割合が10%未満の上場株式の売却益等の投資所得(資産性所得)が生じた場合には、親会社である日本企業にて合算されることになりました。

4. シンガポールにおける地域統括会社への影響

事業実体のある一定の地域統括会社については、タックスヘイブン対策税制の適用除外になることが整備されたため、企業は地域統括会社の運営において想定外の税負担を懸念する必要はなくなりました。製造拠点、販売市場の進出先としてアセアン諸国、南アジア等の更なるグローバル化が進むなかで、シンガポールにおける地域統括会社を検討する企業は増えていくものと思われます。一方でタックスヘイブン対策税制の適用除外基準を満たす海外子会社であっても、資産性所得が生じた場合は親会社である日本企業で合算の対象となることに留意が必要です。

*本誌記事中の通貨換算レートは、1シンガポールドル(SGD)=64日本円、1米ドル(USD)=88日本円(2010年7月4日現在)で算出しています

Singapore Investment News July 2010

発行：シンガポール経済開発庁 (EDB)

▼本レターに関するお問合せは、以下にお願いいたします。
シンガポール共和国大使館参事官(産業)事務所
Tel. 03 (3501) 6041
<http://www.singaporeedb.jp>
E-mail edbJapan@edb.gov.sg

【シンガポール経済開発庁 (EDB) とは】

経済開発庁 (Economic Development Board : EDB) は 1961 年に設立された貿易産業省傘下の政府機関で、シンガポールの産業育成、投資誘致を担っています。「外資系企業誘致のワンストップセンター」として、海外 20 ヶ所に事務所を持ち、外国企業に投資先としてのシンガポールの情報を提供するだけでなく、世界の経済、技術、市場動向を把握することで、シンガポールで競争力を持ちえる産業や分野を育成するための経済戦略を立案しています。日本には、東京、大阪に事務所を構え、日本企業のシンガポール投資をサポートしています。

このニュースレターは、シンガポールの今がわかるビジネス・投資情報をご案内していきます。